

鳥取県県土整備部土木工事監督基準 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">鳥取県県土整備部土木工事監督基準</p> <p>(目的) 第1条 この基準は、鳥取県県土整備部が所掌する土木工事に係る請負契約の適正な履行を確保するため必要となる監督事項を定めることにより、監督業務の適正な実施を図ることを目的とする。</p> <p>(監督員の心構え) 第2条 監督員は次の各号に掲げる心構えを持って監督業務に望むものとする。 (1) しっかり現場を見る 監督業務の基本は現場であることをしっかりと各人が認識し、極力現場に出よう心掛けること。 (2) じっくり現場を見る 段階確認等で臨場する場合は、定められた項目のみを確認するのではなく、施工上支障となる事項はないか、現場周辺の環境へ十分配慮されているか等、現場全般をしっかりと見ること。 (3) 現場を見る目を養う（複数体制で現場を見る） 出来る限り複数体制で現場を確認するよう心掛けること。特に、総括監督員や主任監督員は、一般監督員と2人で現場へ出かけるよう努めること。</p> <p>(定義) 第3条 この基準における用語の定義は、土木工事共通仕様書1-1-1-2「用語の定義」の定めによるほか、各号に定めるところによる。 <u>(1) 監督 工事請負契約の適正な履行を確保するため必要な指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会及び把握することをいう。</u> <u>(2) 監督員等 監督員及び監督補助員をいう。</u> <u>(3) 受理 契約図書に基づき受注者の責任において監督員に提出された書面を監督員が受け取り、内容を把握することをいう。</u> <u>(4) 把握 監督員等が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料提出資料の内容等について、監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。</u></p> <p>(監督業務の分類) 第4条 監督業務は、総括監督業務、主任監督業務、一般監督業務及び準監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 総括監督業務 ア 工事請負契約書に基づき契約権者の権限とされる事項のうち契約権者が必要と認めて委任したものの処理 イ 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の契約権者に対する報告 ウ 主任監督業務、一般監督業務及び準監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに監督業務の掌理 (2) 主任監督業務 ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で総括監督員が重要と認めるものの処理 イ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整で総括監督員が重要と認めるものの処理 ウ 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の総括監督業務を担当する監督職員に対する報告 エ <u>契約図書</u>に基づく工事の実施のための詳細図書等で総括監督員が重要と認めるものの作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書で総括監督員が重要と認めるものの承諾 オ 契約図書に基づく工程の管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。）で重要なものの処理 カ 一般監督業務及び準監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに主任監督業務、一般監督業務及び準監督業務の掌理 (3) 一般監督業務 ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議の処理 イ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整の処理 ウ 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の主任監</p>	<p style="text-align: center;">鳥取県県土整備部土木工事監督基準</p> <p>(目的) 第1条 この基準は、鳥取県県土整備部が所掌する土木工事に係る請負契約の適正な履行を確保するため必要となる監督事項を定めることにより、監督業務の適正な実施を図ることを目的とする。</p> <p>(監督員の心構え) 第2条 監督員は次の各号に掲げる心構えを持って監督業務に望むものとする。 (1) しっかり現場を見る 監督業務の基本は現場であることをしっかりと各人が認識し、極力現場に出よう心掛けること。 (2) じっくり現場を見る 段階確認等で臨場する場合は、定められた項目のみを確認するのではなく、施工上支障となる事項はないか、現場周辺の環境へ十分配慮されているか等、現場全般をしっかりと見ること。 (3) 現場を見る目を養う（複数体制で現場を見る） 出来る限り複数体制で現場を確認するよう心掛けること。特に、総括監督員や主任監督員は、一般監督員と2人で現場へ出かけるよう努めること。</p> <p>(定義) 第3条 <u>この基準において「監督」とは、工事請負契約の適正な履行を確保するため必要な指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会及び把握の行為をいう。</u> <u>2 この基準において「監督員」とは、総括監督員、主任監督員、一般監督員及び準監督員をいい、「監督員等」とは、監督員及び監督補助員をいう。</u> <u>この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u> <u>(1) 指示 監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</u> <u>(2) 承諾 契約図書で明示した事項で、受注者が監督員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。</u> <u>(3) 協議 書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。</u> <u>(4) 通知 監督員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</u> <u>(5) 受理 契約図書に基づき受注者の責任において監督員に提出された書面を監督員が受け取り、内容を把握することをいう。</u> <u>(6) 確認 契約図書に示された事項について、監督員等が臨場若しくは受注者が提出した資料により、監督員がその内容について契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めることをいう。</u> <u>(7) 把握 監督員等が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料提出資料の内容等について、監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。</u> <u>(8) 立会 契約図書に示された項目について、監督員等が臨場し、内容を確かめることをいう。</u></p> <p>(監督業務の分類) 第4条 監督業務は、総括監督業務、主任監督業務、一般監督業務及び準監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 総括監督業務 ア 工事請負契約書に基づき契約権者の権限とされる<u>左</u>事項のうち契約権者が必要と認めて委任したものの処理 イ 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の契約権者に対する報告 ウ 主任監督業務、一般監督業務及び準監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに監督業務の掌理 (2) 主任監督業務 ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で総括監督員が重要と認めるものの処理 イ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整で総括監督員が重要と認めるものの処理 ウ 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の総括監督業務を担当する監督職員に対する報告 エ <u>設計図、仕様書その他の契約関係図書（以下「契約図書」という。）</u>に基づく工事の実施のための詳細図書等で総括監督員が重要と認めるものの作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書で総括監督員が重要と認めるものの承諾 オ 契約図書に基づく工程の管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。）で重要なものの処理 カ 一般監督業務及び準監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに主任監督業務、一般監督業務及び準監督業務の掌理 (3) 一般監督業務 ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議の処理 イ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整の処理 ウ 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の主任監</p>

- 督業務を担当する監督職員に対する報告
- エ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図書等の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書の承諾
 - オ 契約図書に基づく工程の管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施
- (4) 準監督業務
- 一般監督業務を行う。実際に実施する業務内容については、総括監督員の指示による。

(監督員の指定)

第5条 総括監督員は当該工事を担当する課長又は参事若しくは課長相当職又は課長補佐、主任監督員は工事を担当する課長補佐又は係長、一般監督員は係長又は技師を基本とする。

また、準監督員は必要に応じて指定することとし、建設コンサルタント等への監督補助業務委託、若しくは非常勤職員（監督補助員）とする。

(監督の実施)

第6条 監督員等は、以下の表の各項目について技術的に十分検討の上監督を実施するものとする。

なお、関連図書及び条項の欄の「契」は、契約書を示し、「共」は、土木工事共通仕様書を示す。

項目	内容	関連図書及び条項
1. 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容の把握	<p>契約書、設計書、仕様書、図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書及び下記の項目について把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置 二 施工体制台帳及び施工体系図の整備 三 その他契約の履行上必要な事項 	<p>契 第10条 共 第1編 1-1-2</p> <p>共 第1編 1-1-10</p>
(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。	共 第1編 1-1-4
(3) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等 を 、必要により現場状況を把握し適切に行う。	契 第9条 共 第1編 1-1-6
(4) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討の上、必要により工事内容の変更、設計図書の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約権者の承認を受なければならない。	契 第18条 共 第1編 1-1-3
	2 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるとき、当該指示を含む）する。	契 第18条
(5) 変更設計図書及び数量等の作成	一般的な変更設計図書及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。	契 第18条 共 第1編 1-1-3
(6) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示する。	契 第2条
(7) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進を指示する。	契 第11条 共 第1編 1-1-25
(8) 工期変更協議の対象通知	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果を通知する。	共 第1編 1-1-16
(9) 契約権者への報告 1)～9)		
1) 工事中止、工期の延長の検討及び報告	工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約権者へ報告する。	契 第20条
	2 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約権者へ報告する。	契 第15条 契 第17～21条 契 第43条

- 督業務を担当する監督職員に対する報告
- エ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図書等の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書の承諾
 - オ 契約図書に基づく工程の管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施
- (4) 準監督業務
- 一般監督業務のうち、第6条の表中「準監督員」欄の該当する業務を行う。

(監督員の指定)

第5条 総括監督員は当該工事を担当する課長又は参事若しくは課長相当職又は課長補佐、主任監督員は工事を担当する課長補佐又は係長、一般監督員は係長又は技師とする。

また、準監督員は必要に応じて指定することとし、建設コンサルタント等への監督業務委託、若しくは非常勤職員（監督補助員）とする。

(監督の実施)

第6条 監督員等は、以下の表の各項目について技術的に十分検討の上監督を実施するものとする。

なお、関連図書及び条項の欄の「契」は、契約書を示し、「共」は、土木工事共通仕様書を示す。

項目	内容	関連図書及び条項	準監督員
1. 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容の把握	<p>契約書、設計書、仕様書、図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書及び下記の項目について把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置 二 施工体制台帳及び施工体系図の整備 三 その他契約の履行上必要な事項 	<p>契 第10条 共 第1編 1-1-2</p> <p>共 第1編 1-1-10</p>	○
(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。	共 第1編 1-1-4	○
(3) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等 について 、必要により現場状況を把握し適切に行う。	契 第9条 共 第1編 1-1-6	○
(4) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討の上、必要により工事内容の変更、設計図書の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約権者の承認を受なければならない。	契 第18条 共 第1編 1-1-3	○
	2 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるとき、当該指示を含む）する。	契 第18条	○
(5) 変更設計図書及び数量等の作成	一般的な変更設計図書及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。	契 第18条 共 第1編 1-1-3	
(6) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示する。	契 第2条	
(7) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進を指示する。	契 第11条 共 第1編 1-1-25	○
(8) 工期変更協議の対象通知	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果を通知する。	共 第1編 1-1-16	
(9) 契約権者への報告 1)～9)			
1) 工事中止、工期の延長の検討及び報告	工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約権者へ報告する。	契 第20条	
	2 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約権者へ報告する。	契 第15条 契 第17～21条 契 第43条	

改正後			改正前			
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合はその原因、損害の状況等を調査し、発注者の責めに帰する理由及び損害物の請求内容を審査し、契約権者に報告する。	契 第27条	2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合はその原因、損害の状況等を調査し、発注者の責めに帰する理由及び損害物の請求内容を審査し、契約権者に報告する。	契 第27条	
項目	内容	関連図書及び条項	項目	内容	関連図書及び条項	準監督員
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約権者に報告する。	契 第29条 共 第1編 1-1-39	3) 不可抗力による損害の調査及び報告	天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約権者に報告する。	契 第29条 共 第1編 1-1-39	
	2 損害額の負担請求内容を審査し、契約権者へ報告する。	契 第29条		2 損害額の負担請求内容を審査し、契約権者へ報告する。	契 第29条	
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約権者に報告する	契 第28条	4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約権者に報告する	契 第28条	
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約権者へ報告する。	契 第33条 共 第1編 1-1-23	5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約権者へ報告する。	契 第33条 共 第1編 1-1-23	
6) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、出来形内訳書の審査及び既済部分出来形検定書の作成を行い契約権者に報告する。	契 第37条	6) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、出来形内訳書の審査及び既済部分出来形検定書の作成を行い契約権者に報告する。	契 第37条	
7) 工事関係者に関する措置要求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負者等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約権者への措置要求を行う。	契 第12条	7) 工事関係者に関する措置要求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負者等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約権者への措置要求を行う。	契 第12条	
8) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	契約書第45条に該当し契約を解除する必要があると認められる場合は、契約権者に対し措置要求を行う。	契 第45条	8) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	契約書第45条に該当し契約を解除する必要があると認められる場合は、契約権者に対し措置要求を行う。	契 第45条	
	2 受注者から契約解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約権者へ報告する。	契 第47条		2 受注者から契約解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約権者へ報告する。	契 第47条	
	3 契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来形検定書の作成を行い、契約権者へ報告する。	契 第49条		3 契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来形検定書の作成を行い、契約権者へ報告する。	契 第49条	
2. 施工状況の確認等(1)～(9)	次の各号に定める事前調査業務を必要に応じて行う。		2. 施工状況の確認等(1)～(9)	次の各号に定める事前調査業務を必要に応じて行う。		
(1) 事前調査等	一 工事基準点の指示	共 第1編 1-1-38	(1) 事前調査等	一 工事基準点の指示	共 第1編 1-1-38	○
	二 既設構造物の確認			二 既設構造物の確認		
	三 支給（賃与）品の確認	共 第1編 1-1-17		三 支給（賃与）品の確認	共 第1編 1-1-17	○
	四 事業損失防止家屋調査の立会			四 事業損失防止家屋調査の立会		
	五 受注者が行う官公庁等への届出の把握	共 第1編 1-1-36		五 受注者が行う官公庁等への届出の把握	共 第1編 1-1-36	○
	六 工事区域用地の把握	契 第16条		六 工事区域用地の把握	契 第16条	
	七 その他必要な事項	共 第1編 1-1-7		七 その他必要な事項	共 第1編 1-1-7	
(2) 指定材料の確認	設計図書において監督員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料又は監督員の立会の上調査し、又は調査について見本の確認を受けるものと指定された材料の試験立会又は確認する。	契 第13～14条	(2) 指定材料の確認	設計図書において監督員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料又は監督員の立会の上調査し、又は調査について見本の確認を受けるものと指定された材料の試験立会又は確認する。	契 第13～14条	
(3) 工事施工の立会	設計図書において、監督員の立会の上施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会する。	契 第14条	(3) 工事施工の立会	設計図書において、監督員の立会の上施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会する。	契 第14条	
(4) 工事施工状況の段階確認	設計図書に示された施工段階において別表1に基づき臨場等により確認する。 2 段階確認の10%程度は主任又は総括監督員が臨場等により確認する。		(4) 工事施工状況の段階確認	設計図書に示された施工段階において別表1に基づき臨場等により確認する。 2 段階確認の10%程度は主任又は総括監督員が臨場等により確認する。		○

改正後				改正前			
(5) 施行体制の確認	<p>施工技術者の配置の状況その他の工事現場の施工体制を確認する。</p> <p>一 施工体制台帳の備付け施行体系図の掲示</p> <p>二 施工体制台帳の内容及び添付書類</p> <p>三 主任技術者、現場代理人の実質的な関与の状況</p> <p>四 各標識等の掲示</p> <p>五 建退共制度の導入、適切な履行の確認</p> <p>六 下請契約以外の外注工事の有無</p>			(5) 施行体制の確認	<p>施工技術者の配置の状況その他の工事現場の施工体制を確認する。</p> <p>一 施工体制台帳の備付け施行体系図の掲示</p> <p>二 施工体制台帳の内容及び添付書類</p> <p>三 主任技術者、現場代理人の実質的な関与の状況</p> <p>四 各標識等の掲示</p> <p>五 建退共制度の導入、適切な履行の確認</p> <p>六 下請契約以外の外注工事の有無</p>		○
項目	内容	関連図書及び条項		項目	内容	関連図書及び条項	準監督員
(6) 自社施工の現地確認	<p>県土整備部自社施工対象工事適正実施要領による自社施工が行われているか通知技術者等を現地で確認する。</p> <p><u>自社施工の確認は、監督員が自社施工部分の施工日程についてあらかじめ受注者から聞き取り、監督員等のうち1名以上により、抜き打ちで行う。</u></p>			(6) 自社施工の現地確認	<p>県土整備部自社施工対象工事適正実施要領による自社施工が行われているか通知技術者等を現地で確認する。</p>		○
(7) 工事施工状況の把握	<p>一般監督員又は主任監督員は、主要な工種について別表2に基づき適宜臨場等により施工状況を把握し、別紙3に記録のうえ、総括監督員にその都度報告し、完成時に提出する。</p> <p>2 別表2のうち現場点検は、一般監督員に、主任監督員又は総括監督員を加えた2名で立会する。</p> <p>3 監督員は、工事着手までに施工状況把握の実施項目と、受注者は監督員に立会依頼を行うことを受注者に指示する。なお、工事内容の変更に伴い、実施項目を変更する場合には、別途受注者に指示する。</p>			(7) 工事施工状況の把握	<p>一般監督員又は主任監督員は、主要な工種について別表2に基づき適宜臨場等により施工状況を把握し、別紙3に記録のうえ、総括監督員にその都度報告し、完成時に提出する。</p> <p>2 別表2のうち現場点検は、一般監督員に、主任監督員又は総括監督員を加えた2名で立会する。</p> <p>3 監督員は、工事着手までに施工状況把握の実施項目と、受注者は監督員に立会依頼を行うことを受注者に指示する。なお、工事内容の変更に伴い、実施項目を変更する場合には、別途受注者に指示する。</p>		○
(8) 改造請求及び破壊による確認	<p>監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改造を指示する。</p> <p>2 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	契 第9条 契 第17条		(8) 改造請求及び破壊による確認	<p>監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改造を指示する。</p> <p>2 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	契 第9条 契 第17条	
(9) 支給材料及び貸与品の確認、引渡	<p>設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約権者が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡を行う。</p> <p>2 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に相当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料又は貸与品を契約権者と打合せの上、引渡等の措置を行う。</p>	契 第15条		(9) 支給材料及び貸与品の確認、引渡	<p>設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約権者が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡を行う。</p> <p>2 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に相当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料又は貸与品を契約権者と打合せの上、引渡等の措置を行う。</p>	契 第15条	○
3. 円滑な施工の確保 (1) 地元対応 (2) 関係機関との協議、調整	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p> <p>工事に関して関係機関との協議調整等における必要な措置を行う。</p>			3. 円滑な施工の確保 (1) 地元対応 (2) 関係機関との協議、調整	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p> <p>工事に関して関係機関との協議調整等における必要な措置を行う。</p>		○
4. 監督員のその他の業務 (1)～(8)				4. 監督員のその他の業務 (1)～(8)			
(1) 現場発生品の処理	<p>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認し、その処理方法について指示する。</p>	共 第1編 1-1-18		(1) 現場発生品の処理	<p>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認し、その処理方法について指示する。</p>	共 第1編 1-1-18	○
(2) 臨機の措置	<p>自然的又は人為的な事象に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。</p>	契 第26条 共 第1編 1-1-42		(2) 臨機の措置	<p>自然的又は人為的な事象に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。</p>	契 第26条 共 第1編 1-1-42	
(3) 事故等に対する措置	<p>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、本庁担当課及び契約権者に報告する。</p>	共 第1編 1-1-30		(3) 事故等に対する措置	<p>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、本庁担当課及び契約権者に報告する。</p>	共 第1編 1-1-30	
(4) 工事完成図書の受理	<p>工事完成図書一式が揃っていることを確認の上、受理する。</p>	共 第1編 1-1-20		(4) 工事完成図書の受理	<p>工事完成図書一式が揃っていることを確認の上、受理する。</p>	共 第1編 1-1-20	○
(5) 工事成績の評定	<p>工事成績評定要領に基づき、工事成績の評定を行う。</p>			(5) 工事成績の評定	<p>工事成績評定要領に基づき、工事成績の評定を行う。</p>		
(6) 工事完成検査等の立会	<p>工事の完成、既済の各段階における工事検査に立会する。</p>	共 第1編 1-1-21					

改正後			改正前			
(7) 検査日の通知	工事検査に先立って受注者に対して検査日を通知する。	共 第1編 1-1-21	(6) 工事完成検査等の立会	工事の完成、既済の各段階における工事検査に立会する。	共 第1編 1-1-21	○
(8) 工事記録	工事打合せ簿により、監督経緯を明らかにする。		(7) 検査日の通知	工事検査に先立って受注者に対して検査日を通知する。	共 第1編 1-1-21	
(9) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。 また、建設資材を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書によりリサイクルの実施状況を把握する。	共 第1編 1-1-19	(8) 工事記録	工事打合せ簿により、監督経緯を明らかにする。		○
			(9) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。 また、建設資材を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書によりリサイクルの実施状況を把握する。	共 第1編 1-1-19	○

附 則
この基準は、平成22年3月19日から施行する。

附 則
この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この基準は、平成24年2月1日から施行する。

附 則
この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この基準は、令和5年10月1日から施行する。

- (別表1) 段階確認一覧 (略)
- (別表2) 施工状況把握一覧 (略)
- (別紙1) 重点監督工事 (略)
- (別紙2) 重要構造物の種類 (略)

(参考)

監督体制一覧表

業 務 内 容	監 督 員		
	総括監督員	主任監督員	一般監督員 準監督員
工事請負契約書に基づく契約権者の権限とされる事項のうち契約権者が必要と認めて委任したものの処理	○	—	—
契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議	—	○ 重要なもの	○
関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整	—	○ 重要なもの	○
工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の契約権者に対する報告	○ 契約権者に対する報告	○ 総括監督員に対する報告	○ 主任監督員に対する報告
契約関係図書に基づく工事の実施のための詳細図書等の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書の承諾	—	○ 重要なもの	○
契約図書に基づく工程の管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施	—	○ 重要なもの	○
監督の指揮・監督	○ 主任及び一般監督員の指揮監督	○ 一般監督員の指揮監督	—
監督業務の掌理	○ 総括監督業務	○ 主任監督業務	○ 一般、準監督業務

注) 重要なもの及び軽易なものの判断は、総括監督員が行う。
契約権者とは、所長を示す。

- (別紙3) 施工状況把握チェックシート (略)

附 則
この基準は、平成22年3月19日から施行する。

附 則
この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この基準は、平成24年2月1日から施行する。

附 則
この基準は、令和3年4月1日から施行する。

- (別表1) 段階確認一覧 (略)
- (別表2) 施工状況把握一覧 (略)
- (別紙1) 重点監督工事 (略)
- (別紙2) 重要構造物の種類 (略)

(参考)

監督体制一覧表

業 務 内 容	監 督 員		
	総括監督員	主任監督員	一般監督員 準監督員
工事請負契約書に基づく契約権者の権限とされる事項のうち契約権者が必要と認めて委任したものの処理	○	—	—
契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議	—	○ 重要なもの	○
関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整	—	○ 重要なもの	○
工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の契約権者に対する報告	○ 契約権者に対する報告	○ 総括監督員に対する報告	○ 主任監督員に対する報告
契約関係図書に基づく工事の実施のための詳細図書等の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書の承諾	—	○ 重要なもの	○
契約図書に基づく工程の管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施	—	○ 重要なもの	○
監督の指揮・監督	○ 主任及び一般監督員の指揮監督	○ 一般監督員の指揮監督	—
監督業務の掌理	○ 総括監督業務	○ 主任監督業務	○ 一般、準監督業務

注) 重要なもの及び軽易なものの判断は、総括監督員が行う。
準監督員は、一般監督業務のうち、第6条の表中「準監督員」欄の該当する業務を行う。
契約権者とは、所長を示す。

- (別紙3) 施工状況把握チェックシート (略)